

# 千葉県飼い主のいない猫の不妊手術実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び千葉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成3年千葉県条例第55号）の趣旨に鑑み、飼い主のいない猫の不妊手術を奨励するため、動物保護指導センター（以下「センター」という。）において千葉県獣医師会（以下「獣医師会」という。）の協力のもと飼い主のいない猫の不妊手術を実施することにより、不必要な生命の処分並びに飼い主のいない猫に起因する苦情及び被害を減少させ、もって猫に関して生じている様々な問題の解決を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 飼い主のいない猫

特定の飼い主がおらず屋外で人と関わりながら生活している猫をいう。

### (2) 不妊手術

生殖を不能にする手術で、メスでは避妊手術、オスでは去勢手術をいう。

### (3) 担当獣医師

獣医師会に所属する獣医師であって、不妊手術を実施する者をいう。

## (対象等)

第3条 飼い主のいない猫の不妊手術を申請することができる者は、本市に住所を有し、市内に生息する飼い主のいない猫を餌の管理やトイレの管理など、地域の中で適正に管理している者、または、これから適正に管理しようとする者とする。

## (不妊手術の実施)

第4条 センターにおける飼い主のいない猫の不妊手術を希望する者は、あらかじめ、飼い主のいない猫の不妊手術申請書（様式第1号。以下「手術申請書」という。）及び飼い主のいない猫の不妊手術誓約書（別紙）、飼い主のいない猫の活動報告書（様式第2号。以下「活動報告書」という。）を動物保護指導センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定により手術申請書などが提出された場合は、申請の内容などを審査し、適当と認めた場合は、不妊手術申請者台帳（様式第3号）に搭載するとともに、不妊手術の実施日時について、千葉県獣医師会長（以下「獣医師会長」という。）及び担当獣医師と調整し、不妊手術の実施日及びセンタ

- 一に飼い主のいない猫を搬入する日時その他必要な事項を手術申請者に連絡するものとする。
- 3 連絡を受けた手術申請者は、指定された日時にセンターに搬入できるよう、飼い主のいない猫を保護するものとする。
  - 4 手術申請者は、飼い主のいない猫を保護できず、指定された日時にセンターに搬入できない場合は、速やかに所長に連絡しなければならない。
  - 5 所長は、前項の連絡があった場合は、必要に応じ獣医師会長及び担当獣医師に連絡するものとする。
  - 6 手術申請者は、不妊手術実施後、所長が指定した日時に飼い主のいない猫を引き取り、保護した場所に放猫するものとする。
  - 7 所長は、不妊手術実施後、不妊手術実施台帳（様式第4号）を作成するとともに、不妊手術申請者台帳に必要な事項を記入するものとする。
  - 8 所長は、不妊手術が実施できなくなった場合、不妊手術申請者台帳に必要な事項を記入するものとする。

#### （保護器の貸出）

第5条 センターにおける飼い主のいない猫の不妊手術を受けさせるための保護を行うことを目的に、保護器の貸し出しを希望する者は、飼い主のいない猫に不妊手術を施すための保護器借用申請書（様式第5号。以下「借用申請書」という。）を所長に提出しなければならない。

なお、保護器の借用申請ができる者は、手術申請書を提出している者とする。

- 2 所長は、前項の規定により借用申請書が提出された場合は、申請の内容などを審査し、適当と認めた場合は、保護器借用申請者台帳（様式第6号）に登載するものとする。
- 3 所長は、保護器の用意ができたときは、借用申請者に貸出日時その他必要な事項を連絡し、貸し出すものとする。
- 4 借用申請者は、飼い主のいない猫を保護できず、指定された日時に搬入できない場合は、速やかに保護器を返却しなければならない。
- 5 所長は、保護器の返却があったときは、保護器借用申請者台帳に必要な事項を記入するものとする。

#### （生息地域の状況の報告）

第6条 手術申請者及び借用申請者は、手術後又は借用後、所長が飼い主のいない猫の生息地域の状況などについて報告を求めた際には、活動報告書を提出しなければならない。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。